

児童虐待の防止と子供の性被害撲滅

児童虐待ってどんなこと

保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、
その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う次のような行為をいいます。

■ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいいます。

例えば、

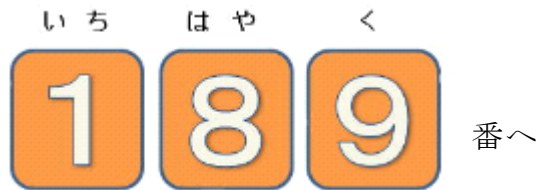
- 首を絞める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる
- 縄などにより拘束する
- タバコの火を押しつける
- 投げ落とす、逆さ吊りにする
- 異物を飲ませる
- 冬、戸外に閉め出す

などがあります。



虐待かもと思ったら

全国共通ダイヤル



～189番にかけると、お近くのこども家庭センターにつながります。～

- 不審な電話、訪問等があれば、110番通報や、伊丹警察署への相談をお願いします。
- 落とし物等のお問い合わせは伊丹警察署まで、ご連絡を。

兵庫県伊丹警察署

072-771-0110

